

4月からの消費税率の引上げに伴い

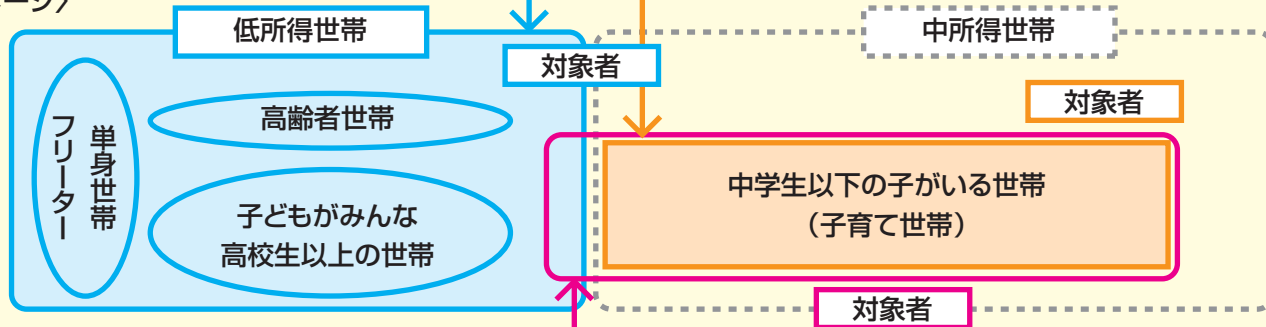
# 臨時的な給付金が支給されます

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



## 子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

## 子育て支援減税手当

消費税率の引上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう特に子育て世帯を支援するため、国の給付金に加えて愛知県内にお住まいの子育て世帯に手当を給付します。

※受給資格の有無を確認したい方は、[次ページ](#)をご覧ください。

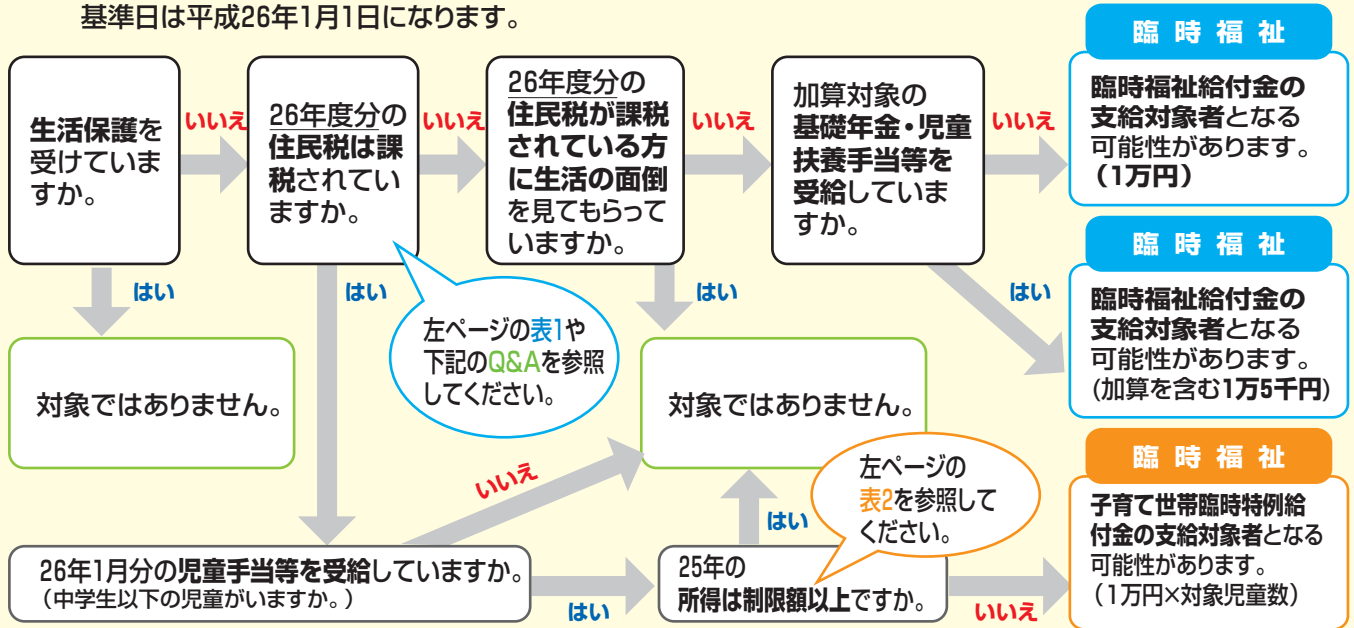
注)「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」は、受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。  
「子育て支援減税手当」は、県の制度であるため基準日(平成26年1月1日)時点で愛知県に住民登録されている方のみ対象となります。

受付開始は、  
子育て世帯臨時特例給付金 及び  
子育て支援減税手当が、  
平成26年6月2日～  
臨時福祉給付金が、  
平成26年7月1日～  
だよ!

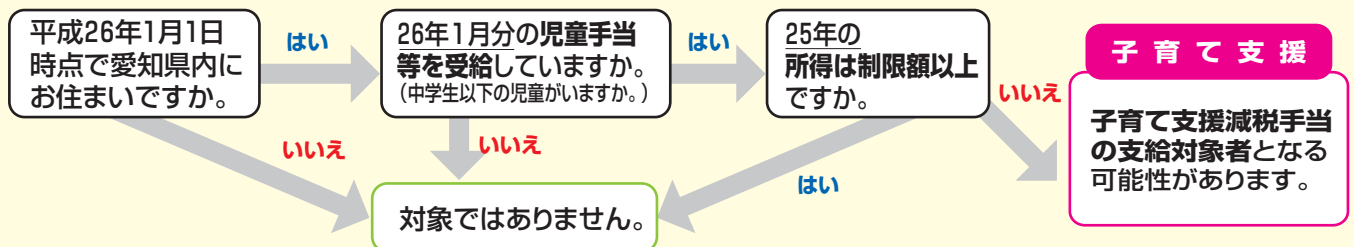


# 国給付金の対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



# 子育て支援減税手当の対象者診断チャート



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は津島市役所または厚生労働省までお問い合わせください。

Q

自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば、

A

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・ご自身の給与や年金の収入が左ページの表1の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q

基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金等の受取はどうなりますか？

A

国の2つの給付金は基準日(平成26年1月1日)時点で住民票のある市町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。  
子育て支援減税手当については、基準日時点で愛知県内の市町村に住民票がある場合、対象となります。基準日以降に愛知県内に転入された方は、対象となりません。また、基準日以降に愛知県内から愛知県外に転出された方は、対象となりますので、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q

基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A

【臨時福祉給付金】  
基準日(平成26年1月1日)に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。  
【子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当】  
基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金や子育て支援減税手当の対象児童にはなりません。

## 臨時福祉給付金

## 支給要件

### ●支給対象者

・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、  
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合  
・生活保護の受給者である場合 など

は除きます。

### ●支給額

・1人につき 10,000円

・下記の《加算対象者》は1人につき 5,000円 を加算

#### 《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

### 表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

| 区分    | 非課税限度額※<br>（給与収入ベース） |
|-------|----------------------|
| 単身    | 93万円                 |
| 夫婦    | 137.8万円              |
| 夫婦子1人 | 168万円                |
| 夫婦子2人 | 209.9万円              |

（給与所得者）

| 区分 | 非課税限度額※<br>（年金収入ベース） |
|----|----------------------|
| 単身 | 65歳以上 148万円          |
|    | 65歳未満 98万円           |
| 夫婦 | 65歳以上 192.8万円        |
|    | 65歳未満 142.8万円        |

## 子育て世帯臨時特例給付金

## 支給要件

### ●支給対象者

・次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

### ●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、  
・「臨時福祉給付金」の対象となる児童  
・生活保護の受給者となっている児童 など

は除きます。

### ●支給額

対象児童1人につき 10,000円

表2 【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

| 区分<br>（扶養親族の数） | 限度額目安<br>（給与収入ベース） |
|----------------|--------------------|
| 子1人（1人）        | 875.6万円            |
| 夫婦子1人（2人）      | 917.8万円            |
| 夫婦子2人（3人）      | 960万円              |

## 子育て支援減税手当

## 支給要件

### ●支給対象者

次の全ての要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月1日時点で愛知県内にお住まいの方

②平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

③平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

### ●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童なども対象です。

### ●支給額

対象児童1人につき 10,000円

## 申請方法

- 申請先 : 津島市役所児童課「臨時福祉給付金等担当グループ」  
平成26年1月1日時点で住民票が津島市にある方が対象です。
- 申請期間 : <子育て世帯臨時特例給付金及び子育て支援減税手当>  
平成26年6月2日(月)～10月1日(水)まで  
<臨時福祉給付金>  
平成26年7月1日(火)～10月1日(水)まで
- 受付場所 : <子育て世帯臨時特例給付金及び子育て支援減税手当>  
6月は市役所1階会議室 7月からは市役所2階給付金等担当窓口  
<臨時福祉給付金>  
7月は市役所1階会議室 8月からは市役所2階給付金等担当窓口
- 提出書類 : 申請書 **(対象者と見込まれる方に郵送します。)**

### 本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

### 指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」:児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

## 給付金の受取方法

- 臨時福祉給付金については、申請書に記載した指定口座に入金されます。
- 子育て世帯の方については、原則、児童手当の振込口座に入金されます。

## ご注意

- 国の給付金について、受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で津島市に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。津島市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

## 問い合わせ先

### ●申請方法に関するお問い合わせ

津島市役所 臨時福祉給付金等担当グループ

:0567(24)1111 内線2295～2297

### ●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル:0570(037)192

愛知県 子育て支援減税手当コールセンター:052(954)6248



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置) や  
「子育て世帯臨時特例給付金」「子育て支援減税手当」の  
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省、県(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

